○農林水産省告示第千百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字西宮二一三の二・二一三の三・二一三の五・二一三の八から二一三の一〇まで・二一三の一二・二一三の一三・二一三の一五・二一三の一六・二一四の二・二一四の四（以上十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字林字久森一五八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字池ノ平五九九の二・五九九の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第千百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道河東郡上士幌町字上音更一三三の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

○農林水産省告示第千百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県知多郡東浦町大字緒川字庄九坂二二の三三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び東浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市香北町猪野々字森山四三四二の一・四三四二の三・四三四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四三四二の二、字吉右衛門屋敷四四二五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市利根町輪組字前林五〇〇の一七、五〇〇の三六から五〇〇の三八まで、五〇九の三、五〇九の五、五〇九の七、五〇九の一七から五〇九の二一まで、五一四の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町上久野一七三六の三、一七三七の三、一七四〇の三、一七四四の四、一七四四の五、一七四四の七、一七四四の一三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市宮田字唐人町一四九六の一四、一四九六の一五

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月野鳥字新荒シ八一八の九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月野鳥字屋敷裏八一四の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字下唐原二三〇五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県大牟田市黒木町大淵字汐波八四四四の四〇から八四四四の四二まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市千本木字上ノ山八八六、八八七、字山ノ神九〇七の二、長畑字樺ケ沢三三六二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県賀茂郡河津町・東伊豆町（以上二町国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）